

一般社団法人近畿消化器内視鏡技師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

当法人は、一般社団法人近畿消化器内視鏡技師会と称する。

なお、英語表記をKinki Gastroenterological Endoscopy Technicians societyとする。

(主たる事務所等)

第2条

- 1 当法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。
- 2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条

当法人は、消化器内視鏡に関する諸問題を広く研究し、資質の向上に努め、会員の相互支援、交流、連絡その他会員の共通の利益を図る活動を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 技師学術集会の企画運営
- (2) 内視鏡機器に関する講習会の開催
- (3) 医学講義・教育講座などの企画運営
- (4) 会誌の発刊
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条

当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条

当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社員及び会員

(種別)

第6条

当法人の会員は、次の3種とし、社員会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 社員会員 消化器内視鏡技師であり、当法人の目的に賛同し、当法人の組織、

運営、管理について責任をもって社員としての責務を果たす者であって、社員総会で承認を得た個人をいう。

- (2) 一般会員 消化器内視鏡技師である者・消化器内視鏡業務に従事する者・内視鏡業務を希望する者で、当法人の目的に賛同し、社員総会の承認を得て入会した個人を言う。

- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同する個人、又は団体で、社員総会の承認を得て入会した者をいう。

(入会)

第7条

当法人に入会を希望する者は、理事会が別に定める入会申込書により、前条の種別を明らかにして申し込み、社員総会の承認を受けなければならない。その承認があったときに会員となる。

(会費)

第8条

- 1 当法人に入会を希望する者は、別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(任意退会)

第9条

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 当該会員が成年被後見人、又は被保佐人となったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条

- 1 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条

- 1 社員総会は、社員会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、社員会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条

社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の入会、除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条

定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての社員会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
- 2 総社員会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条

社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条

- 1 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員会員の議決権の過半数を有する社員会員が出席し、出席した社員会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員会員の半数以上であって、総社員会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第20条

社員総会に出席できない社員会員は、他の社員会

員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第21条

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第22条

- 1 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。その他、理事の中から、副会長1名、会計担当理事1名、書記担当理事2名を選定する。

(選任等)

第23条

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、会計担当理事、書記担当理事は、理事会の決議によって、理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第24条

- 1 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務権限)

第25条

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条

役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第19条第2項に定める社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条

理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益として支給することができる。

(取引の制限)

第29条

- 1 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第30条

- 1 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

(顧問の職務)

第31条

顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条

理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条

- 1 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、会計担当理事、書記担当理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適性を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第34条

- 1 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、必要に応じて随時開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 会長以外の理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集

したとき。

- (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第35条

- 1 理事会は、会長が招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。
- 2 理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第36条

理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第39条

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第41条

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の抛却)

第42条

当法人は、会員又は第三者に対し、基金の抛却を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第43条

基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の抛却者の権利)

第44条

基金の抛却者は、前条の基金取扱規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第45条

基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第46条

基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第47条

- 1 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基金
 - (2) 会費
 - (3) 事業に伴う収入

(4) 財産から生じる収入

(5) 寄付金品

(6) その他の収入

- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第48条

当法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第49条

- 1 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第50条

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告(第2号及び第5号の書類を除く。)しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュフロー計算書

- 2 前項第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従た

る事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条

この定款は、第19条第2項に定める社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第52条

当法人は、一般法人法に規定する事由によるほか、第19条第2項に定める社員総会の特別決議をもって解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第53条

- 1 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会、学術集会

(委員会)

第54条

- 1 当法人の事業を推進するために必要に応じて、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事及び会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(技師学術集会)

第55条

学術集会は、必要に応じて随時開催する。

第10章 事務局

(設置等)

第56条

- 1 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条

- 1 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により決定する。

(個人情報の保護)

第58条

- 1 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(委任)

第59条

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第60条

当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは社員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第61条

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

この定款は、平成31年2月17日より施行する。